

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	6	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望 項目名	2025年大阪・関西万博の円滑な開催に向けた所要の措置	
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） ・ 特例措置の内容 2025年に開催する大阪・関西万博の円滑な準備及び開催に資するよう、大阪・関西万博の参加者に課せられる地方税につき、過去に開催された国際博覧会を参考にしつつ、税制上の所要の措置を講じる。	
関係条文	—	
減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国際博覧会の開催にあたっては、国際博覧会条約及び関連規則において、参加国・参加者に税制面で便宜を図ることが求められている。</p> <p>税制面の措置については、参加国の出展コストに大きな影響を与える重要な事項であり、日本政府がこれらに基づく措置を講じることを約し、各国に対し参加を促していくことで、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>国際博覧会の開催は、我が国が有する最新技術や文化、地球規模の課題の解決に向けた我が国の取組みを国際社会に発信し、国際社会における日本のプレゼンスを向上させるために極めて重要なイベントである。一方で、国際博覧会の開催に際しては、参加契約を締結してパビリオンを出展する各参加国等、世界各地からの来日が予想される。</p> <p>非居住者が我が国の国内源泉所得を有する場合には、所得の性質により、我が国で住民税等を課税されることがあり得るが、その際に、その非居住者が、当該所得についてその居住地国でも課税を受けることにより、国際的²二重課税が発生する可能性がある。</p> <p>我が国は2020年8月1日現在で、139カ国・地域との間で租税条約を締結し、国際的²二重課税の排除に努めている。しかし、我が国が締結している租税条約は、すべての国・地域を網羅するものではないため、世界中の国・地域からの参加が見込まれる大阪・関西万博においては、参加国それぞれとの租税条約の有無及び内容によって不均衡が生じる。そのため、政府代表者をはじめとする全ての参加者について、課税の公平性・均一性を確保する観点から、開催地である我が国において特別な対応が求められる。</p>	
本要望に 対応する 縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	産業育成 クールジャパン
	政策の達成目標	大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	国際的・二重課税の排除等に伴い、博覧会参加者に対する我が国の課税の公平性が確保され、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営に資する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の改正要望を行う。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	国際的・二重課税の排除等に伴い、博覧会参加者に対する我が国の課税の公平性が確保され、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営に資する。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—